

嵯峨嵐山デジタルマップに係る秋の広報宣伝業務委託仕様書

1 委託業務

嵯峨嵐山デジタルマップに係る秋の広報宣伝業務

＜嵯峨嵐山周遊ガイド＞
(デジタルマップ)



2 業務の概要

(1) 事業趣旨

局所的な混雑が発生している嵯峨嵐山エリアにおいて、混雑エリア（渡月橋・長辻通・竹林の小径）から非混雑エリア（嵯峨エリア）へと観光客の周遊を促し、秋の観光シーズンにおける混雑緩和を図る。

(2) 業務概要

嵐山の混雑エリアを訪れている観光客に対して、現地での効果的な広報宣伝・案内誘導を行うことで、デジタルマップに誘引するとともに、デジタルスタンプラリーの開催、ライブカメラの設置によるリアルタイムな混雑状況の配信等により、混雑していない嵯峨エリアへの誘導を図る。

なお、本事業は、現に嵐山エリアを訪れている観光客を嵯峨エリアに誘導することが主目的であるため、広報に当たっては留意すること。

3 業務内容

(1) ポスターの製作等（デザイン、印刷、納品）

以下の仕様に沿ったポスターをデザインし、印刷、納品すること。
なお、具体的なデザインや紙質等は、本市と協議のうえ決定する。

ア 規格

- サイズ：B2サイズ
- 印刷面：片面
- 色合い：フルカラー
- 種別：①デジタルマップ通年用 100枚
②スタンプラリー春用 100枚

イ 仕様

- 日本語と英語の併記とし、英語翻訳は受託者が行う。
- スマートフォンで読み取ることができる二次元コードを印字し、デジタルマップにアクセスできるようにする。

- デジタルマップのイメージ画像をデザインに含んで構わない。
- 校正回数は、文字・色・レイアウト等含めて3回程度とする（回数は目安であり、修正状況に応じて増減する可能性がある）。
- 校了後、pdf 及び ai 形式のデザインデータを本市に提供すること。
- 校了後、本市の承認を得たうえで、印刷を行うこと。
- 印刷後、受託者がポスターを発送すること。配送先は10箇所程度を想定している（納品箇所は別途指示する）。
 なお、ポスター発送の際には、本市が保管しているデジタルマップのQRコードを印字したカード（葉書サイズ）も、合わせて発送すること。
- ※ ポスターは、観光案内所、鉄道駅（京福嵐山駅、JR嵯峨嵐山駅、阪急嵐山駅）、商店街等に掲出予定。

ウ その他

- 本事業を通じて発生した著作権等の知的財産権は、全て本市に帰属する。
- 受託者は本市に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。また、今後の使用に関して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

(2) 案内誘導員によるPR等

ア 案内誘導員によるカードの配布

- 京福嵐山駅、JR嵯峨嵐山駅、阪急嵐山駅に案内誘導員を配置し、観光客へのカード（葉書サイズ）の配布により、デジタルマップの利用を呼びかける。
- 京都市との連絡窓口として、現場責任者を最低1名配置すること（案内誘導員との兼務も可）。
- 観光客から質問された場合は、丁寧に案内を行うこと。
- 案内誘導員は本市が用意する「二次元コードを表示したビブス」を着用する。

場所	日数・時間	人数
JR嵯峨嵐山駅	11/1～11/30の土日祝日（12日間） 各日9：00～15：00	各駅最低2名
阪急嵐山駅前		
京福嵐山駅前		

※各施設への許可取り（道路使用許可申請を含む）は本市が行う。

イ PRスペースの構築

- J R嵯峨嵐山駅（南北自由通路）、阪急嵐山駅前に机を設置し、チラシを配架するとともに、ポスターイーゼルに製作したポスターを掲出するなど、案内誘導員の配置に合わせて、PRスペースを構築する（京福嵐山駅前は構築不要）。
- 机やポスターイーゼル等の物品は、受託者が用意する（観光客の接触や強風等で転倒しないようなものを用意すること）。
- PRスペースの構築は、案内誘導員の配置時間中のみ。配置時間外は、本市が指定した場所に物品を保管しておくため、①業務前に保管場所から机等を移動、②PRスペース構築、③案内誘導業務の実施、④業務後に保管場所まで机等を移動、のオペレーションを想定している。

(3) その他追加提案

- PRの工夫や、案内誘導員の人数や配置場所の追加、その他観光課題の解消につながる工夫など、効果的なPRが見込めるものは追加提案とみなす。

4 本市への報告

土日祝を終えるごとに、案内誘導員によるカードの配布状況、観光客からの問合せ内容や件数等について、本市に報告すること。ただし、重大なクレームや事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

5 その他

- 本仕様書に記載のない事項又は仕様に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ実施すること。
- 受託者は、本業務上で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受託業務実施に伴い、第三者が与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。